

『リットン報告書』翻訳書比較検討

通称「リットン報告書」の翻訳として公開されている資料を比較してみました。厳密な、よく校正された訳書が作成されることを願いつつ、既存のものの問題点をいくつか挙げてみます。

国会図書館に於いてネット上に一般に公開されている「リットン報告書」は現在（2015.2.23）のところ、次の九編あります。

- (1) 'info:ndljp/pid/1210403' 書誌 ID000000748504 「国際聯盟日支紛争調査委員会報告書」国際聯盟事務局訳日本評論社
- (2) 'info:ndljp/pid/1918814' 書誌 ID000001007648 「リットン報告書 --- 日支紛争に関する国際聯盟調査委員会の報告」外務省仮訳国際聯盟協会
- (3) 'info:ndljp/pid/1188546' 書誌 ID000000748134 「日支紛争に関する国際聯盟調査委員会の報告」外務省仮訳国際聯盟協会
- (4) 'info:ndljp/pid/1445164' 書誌 ID000001019221 「リットン報告」国際聯盟支那支部調査委員会編中央公論社（『中央公論』十一月号別冊付録）
- (5) 'info:ndljp/pid/1151467' 書誌 ID000000849043 「リットン報告書全文」国際聯盟支那支部調査委員会編朝日新聞社
- (6) 'info:ndljp/pid/1712200' 書誌 ID000000849043 「リットン報告書全文」国際聯盟支那支部調査委員会編朝日新聞社
- (7) 'info:ndljp/pid/1453012' 書誌 ID000000781794 「リットン報告書全文 -- 解説他」朝日新聞社編朝日新聞社
- (8) 'info:ndljp/pid/1453015' 書誌 ID000000781795 「リットン報告書 -- その他」外務省全訳東治書院
- (9) 'info:ndljp/pid/1459035' 書誌 ID000000661408 「リットン報告書全文 -- 他」外務省全訳軍事教育社

重複資料があるとはいえ、たくさん訳されたのだなあ、と思わせます。全ての資料の全文に目を通したわけではありませんが、それらにおける追加資料の違い、英文追加の有無、レイアウトの差などを無視します

と、結局二種、細かく見ると三種に過ぎない、と見えます。即ち、国際聯盟事務局訳（Ⅰ）か、外務省訳かの二種、後者を分けると「仮訳」と表示されているものと「全訳」とされているものとが分かります。——例えば朝日新聞社‘pid/1712200’には正誤表が付いていますが、いくつかチェックした範囲で見ると仮訳との正誤であって、英文とは対照されていない。あるいは、‘pid/1445164’雑誌『中央公論』の付録と来ると自社での訳と思いがちですが、カタカナで見にくい中身は外務省配付資料を掲載しただけのようです。

21世紀に入って二種類の刊本が発行されました。一つは角川学芸出版から上記の国際聯盟協会編のものを英文と共に復刊したものです。もう一つはビジネス社『全文リットン報告書』で、こちらは本文を現代的な表記に書き改めたもので、最近（2014）、新装版が出されたようで、売れているのでしょう。編者が渡部昇一ということで、解説は帯に書かれている程度しか読んでいません。彼の解説はさておき、報告書の翻訳としてどうか、以下に、国際聯盟事務局訳との異同を検討してみた一部を掲載します。なお英文は国際聯盟協会編のものを使用した。

（Ⅰ）国際聯盟事務局訳『国際聯盟日支紛争調査委員会報告書』日本評論社刊 1932.10

（Ⅱ）渡部昇一 解説・編『全文リットン報告書』ビジネス社刊
2006.11--2014に新装版が出ていますが本文は変わらず、英文を除き、パーパーバックにただけのようです。---

（Ⅲ）外務省全訳『リットン報告書』東治書院刊 1932.10

基本的には（Ⅰ）対（Ⅱ）の比較対照ですが、（Ⅲ）は外務省訳を下敷きにしてなったものであるという点に鑑み、（Ⅲ）も該当箇所において対照します。本来は英語原文との対照から始めるべきですが、そこまでの英語力が私にはありませんので、三編の目立った相違箇所のみを英文も引用するという形になります。

(イ) に関しては私の作成した新漢字新仮名遣い版PDFを使用し、(ハ)は「15年戦争資料@ wiki」に於いて公開されている資料を使用させていただきます -- 若干のミスがありますが適当に訂正しつつ。但し参照箇所を指定する関係で(ハ)は上記国会図書館デジタル化資料‘pid/1453015’で表示される書籍の頁になります。--- これらの検討の結果、渡部昇一編(□)は、書誌ID000000661408「リットン報告書全文 -- 他」外務省全訳軍事教育社版かその同類を下敷きにしたのだろう、と確信しましたが、ここでの検討はそれはサブですので、必要に応じて軍事教育社版を参照するにとどめます。

* * *

(1) 「匪賊＝反日ゲリラ」か？

渡部昇一編(□) p 46において「満洲各地で猛威をふるう匪賊〔反日ゲリラ〕】と”しています。”〔反日ゲリラ〕”は編者の解説的挿入ということのようです。解説文を挿入するのは私のPDFでもしていますので、異議はありません。問題は、決議文に対する日本代表が留保した文言で「匪賊‘bandits’」を、「反日ゲリラ」と言っているのか、という点です。本報告で後に繰り返し出てくる「匪賊‘bandits’」という言葉ですから、こういう限定が早々とされて良いものかどうか。匪賊は、中国の持つ課題という点で重要な存在で、反日ゲリラだけを指すものではありません。

(2) 小見出しと文段の区切りを随意にずらせて良いのか

渡部昇一編(□)において、一々数える気がしないほど行われていることですが、例えば(□) p 53：委員会が北平（北京）、満洲へ向かったことを記述する箇所で、英語原文では‘Peiping, April 9-19’「北平、四月九日～十九日」という見出しの下に3文段があります。(イ) p 25-6、(ハ) p 22ではその通りに構成されています。ところが(□)では1文段にしている上に、英語原文の文段の末尾の文”顧博士の「満洲国」入りに対する反対は、... ついに撤回された。”を、英語原文の文段から切り離し、

次の見出しの下にある文段の頭に入れています。この (□) のケースは、中国側参与の顧博士に対する日本側の嫌がらせに関する記述を、わざと二つに分けた形になります。「日本側が撤回した」という文を、文段の末にあったのに、文段の頭にもつてくると、それがどのような意味を持つか誇張する気はありませんが、渡部昇一編 (□) においては、このような改変が多数行われているということは、確認しておくべきことと考えます。--- 外務省訳は、その点では英語原文に忠実に文段区切りをほぼ守っています。渡部昇一編 (□) は書き換えているということです。

(3) 第一章 小見出し「国民主義」or「ナショナリズム」の節で一文が欠如している。

(□) p 69 において、“... 注入してきた。そしてその目的を拡大して、「帝国主義的圧迫」のもとにあるアジア民族の開放を謳うにいたった。” ここで改行されています。次の文段は

“今日のシナのナショナリズムには、..” で始まります。

(ハ) p 39 では改行はされませんが、
「... 注入し来り其の目的を拡大して尚「帝国主義的圧迫」の下に在一切の亜細亜民族の解放を包含せしむるに至れり。今日の支那の国民主義には ...」。

(イ) p 39 「... その目的を拡大したのである。蓋しこれは国民党が共産主義と関係を有っていた初期時代のスローガンに一部分基づくものである。今日の中国国民党は ...」(下線は強調のため引いた。筆者)

英語原文では改行はなく続けていますが、“and has expanded its aims so as to include the liberation of all Asiatic people still subject to "imperialistic oppression." This is partly due to the slogans of its early communistic connection. Chinese nationalism today is...”

この文‘This is...connection.’を抜くことにどれほどの意味があるかは別として、外務省訳からして抜け落ちているという確認です。つまり、渡

部昇一編 (□) が英文から訳し直してはいない、と見る根拠の一つです。
--- なお、(イ) p 39 においても、‘Chinese nationalism’ を ” 中国国民党 ” とする問題点もあります。(筆者は国際聯盟協会の英文そのものは原典との校正はしていません。)

(4) 第二章の見出し

「第二章 満洲」には「DESCRIPTION, RELATIONS WITH REST OF CHINA AND WITH RUSSIA」という副題が付いています。(□) p 84 では省かれています。英文では続いて「1. Description.」となっていますが、(□) p 84 では“**第一節 序論**”としています。英文では最初の文段に「Introductory.」という小見出しが付いているのでそれを取ったのでしょうが、ここも (□) は自由に変えているという点です。

(5) (ハ) p 56 に於ける文段区切りの省略

東治書院版 (ハ) のミス。(イ) p 54 “**中国農民の定着**”、(□) p 85 “**シナ農民の土地占拠**” また他に軍事教育社版においても「支那農民の土地占拠」の小見出しの下に改行しているのですが、(ハ) は改行せず、従って小見出しの位置がずれています。(ハ) を写した「15年戦争資料@ wiki」のように見出しを省いていると、全くの1文段と解されることとなります。「15年戦争資料@ wiki」の第二章の「... 甚だしきに至れり。支那は当初開発の方面に ...」この間に改行があるべきということです。--- 各版それぞれにミスがあるという確認です。

(6) 「and when peace was」の解釈

第二章で日本とロシアの関係を記述した箇所、(イ) p 77 「**パリ条約が締結される時**」、(□) p 112 「**講和〔ポーツマス条約〕がなると**」、(ハ) p 84 「**講和成るに**」という部分ですが、‘peace’ の解釈で (イ) の国際聯盟事務局訳は、パリ条約＝不戦条約と取ったようです。しかしここは

小見出しが「一九〇七年～一七年の協調政策」なのですから 1928 年のパリ条約の筈はありません。この少し前の箇所でもパリ条約が出てくるので引きづられたのでしょうか、国際聯盟事務局訳も完璧ではないという例です。--- ちなみに PDF では注を入れています。

(7) 'are an indefinable but real part of the Japanese claim' の訳し方 ---

日本の「特殊地位」

日露戦争の遺産 --- 満洲の地に於いて血が流されたなど --- は、

“最近二十五年間の満洲に於ける日本の事業の成果に対する誇りと同じく、定義を下し得ざるものではあるが、而も之は日本の「特殊地位」に対する主張の現実的部分をなす所のもの”-- (イ) p 85

“あるいは最近の二十五年間における満洲の日本企業の成果に対する誇りは（なかなか捕捉しにくいものであるが）「特殊地位」の要求の現実的な部分を形づくっている。”-- (ロ) p 120

“最近四半世紀間に於ける在満洲日本企業の成果に対する誇りは「特殊地位」の要求の現実なる--捕捉し難きも--一部分を為すものなり。”--(ハ) p 92

英語全文は、“Feelings and historical association, which are the heritage of the Russo-Japanese War, and pride in the achievements of Japanese enterprise in Manchuria for the last quarter century, are an indefinable but real part of the Japanese claim to a "special position.””（下線は筆者）

素人が訳すには難しいところですが、どれが英語原文に近いのか。すなわち、何が日本の要求＝主張の ‘an indefinable part’ であると言っているのか、分かりやすいのはどれか。

‘an indefinable’ という意味は、＜他国人から見ると名状しがたいもの＞という感じもあるのではないかと、「捕捉し難き」「定義を下し得ざる」では足りないような気がします。

‘Japanese enterprise’ は「日本企業」ではなく「日本の事業」でしょう。

(別件ですが、「15年戦争資料@ wiki」では、この小見出し「満洲に於ける日本の『特殊地位』」節の最初の1文段はすっぽり抜けています--2015.2.26 現在。又、外務省仮訳ではこの小見出しが抜けているものがあります。)

(8) (口)における意味不明の番号付けと、緩訳

先に英文を挙げておきます。第三章第二節で小見出し「満洲に於ける日本の特殊地位」の中の長い文ですが、S = Signatories、V = challenged to ではないかと思うのですが、

The **Signatories** of the Nine Power Treaty of the Washington Conference of February 6, 1922, by agreeing "to respect the sovereignty, the independence, and the territorial and administrative integrity" of China, to maintain "equality of opportunity in China for the trade and industry of all nations," by refraining from taking advantage of conditions in China "in order to seek special rights or privileges" there, and by providing "the fullest and most unembarrassed opportunity to China to develop and maintain for herself an effective and stable government," **challenged to** a large extent the claims of any signatory State to a "special position," or to "special rights and interests" in any part of China, including Manchuria. (赤色づけは筆者、以下も)

(イ) p 86“ **調印国**は「中国の領土を通じて一切の国民の商業及工業に対する機会均等主義」を維持するために中国の「主権、独立並びにその領土的行政の保全を尊重」することに同意することにより、又「特別の権利又は特権を求むるため」中国の状態を利用することを差控えることにより、更に又「中国が自ら有力且つ安固なる政府を確立維持するため完全にして且つ最も障碍なき機会」を之に供与することにより、調印諸国の何れたとを問わず、その満洲を含めての中国の孰れかの部分に於ける「特殊地位」又は「特殊権利及び利害関係」の主張に対して、大なる程度に於いて之に**挑戦するに至ったのである。**”

(□) p 121-2“ワシントン会議における一九二二年二月六日の九か国条約の調印国(米、英、仏、伊、日、シナ、オランダ、ポルトガル、ベルギーの九か国)は、(1)「シナにおける、あらゆる国民の商業・工業に対する機会均等」を維持するため、(2)シナの「主権、独立ならびに領土的・行政的保全を尊重すること」を定め、(3)シナにおいて「特別の権利または特権を求めるため」シナにおける情勢を利用することを差し控え、(4)「シナがみずから有力かつ堅固な政府を確立・維持するため、完全かつ障害のない機会」を供与することによって、(5)満洲をふくむシナの各地方における調印国の「特殊地位」「特別の権利および利益」の要求は「非」としたのである。”

(八) p 93 は (□) と殆ど変わりません、しかし番号付けはもちろんありません。

(□) は、いったい何のために番号を振ったのでしょうか。すべてが並列であるわけでないことは明らかです。自分の論文で引用するためなら引用したときに振れば良いはずです。

文章の意味としては、ここでは、‘the claims of **any** signatory State’ どの調印国の主張＝要求であっても、‘in **any** part of China’ 中国のどこにあって、という部分を、(□) は「各地方における調印国の ...」とぼやけるようにしている。その上、‘challenged to’ を“要求は「非」としたのである。”は無いではないか。「どの調印国の主張＝要求にも対する」ということが、委員会の報告書として肝心な点ではないのか。さらに、無関係な番号を振ることで意味をずらしようとしているのではないか。外務省のぼけた訳に輪をかけてぼかす、というべきか。

(9) 第三章第二節小見出し「満洲に対する日本の一般的政策」

この見出しの下、英文では5文段になっているが、(□) p 122 ではその文段の区切りを変えています。第1文段と第2文段の半ばまでを一つ

にしています。少し長くなりますが引用しますと、

“一九〇五年から柳条湖事件にいたるまで、日本の諸内閣は満洲において同一の目的をもっていたように見えるけれども、その目的を達成する方法に関しては見解を異にし、治安維持に関しても日本の取るべき責任の範囲に意見の相違があった。満洲における日本人の一般的目的は、日本の既得権益を維持・発展し、日本の企業の拡張を助け、日本人の生命・財産を十分に保護することにあった。こうした目的を実現するために取られた諸政策すべてに共通する主な特徴は、満洲および東部内モンゴルをシナの他の地域とはっきりと区別する傾向で、それは満洲における日本の「特殊地位」に関する日本人の考え方から生じる当然の結果であった。”（赤色づけは筆者、以下同様）

（ハ） p 94 ～では「1931年9月の事件に至る迄1905年以来日本の諸内閣は満洲において同一の一般的目的を有したものの如くなるもその目的は成就する為最も適当なりとする方法に関して見解を異にし、又治安維持に対して日本の取るべき責任の範囲に付稍意見の相違ありたり。

満洲における彼等の一般的目的は日本の既存利益を維持発展し、日本の企業の拡張を助成し且日本人の生命財産の充分なる保護を得るに在りたり。以上の目的を実現する為に採られたる諸政策の総てに共通する一つの主要なる特徴は満洲及東部内モンゴルを支那の他の部分と明瞭に区別せんとする傾向にして、右は満洲における日本の「特殊地位」に関する日本人の觀念より生ずる自然の結果なり。」

（イ） p 87 では、

“一九三一年九月の事件まで、一九〇五年以来の日本の諸内閣は満洲に於いて同一な一般的目的を有していた如く考えられる。然しこれ等の内閣はかかる目的を達成するために何が最も適合した政策であるかという点について見解を異にしていた。更に又、これ等の内閣は日本が治安の維持のために採るべき責任の範囲について若干立場を異にしていた。

これ等の内閣が満洲に於いて終始達成せんと努力した所の一般的目的は日本の既得利益の維持発展をはかり、日本の事業の拡大を促進し、日本人の生命財産を適当に保護するの道を講ずるという事柄であった。而して之等の目

の実現のために採用された諸種の政策中に於いて、一つの著しい、謂わば総ての政策に共通ともいふべき特徴があった。此の特徴は満洲及び東部内蒙古を他の中国から別個のものと看做すという傾向である。此の傾向は日本の満洲に於ける「特殊地位」についての日本的解釈から自然に結果したものであった”

--- (□) が「一九三一年九月の事件」を「柳条湖事件」としているのはよいとして、また「最も適合した」‘as to the policies best suited to’を省いていること、更に改行をしないことに目をつぶったとしても、(イ) で「これ等の内閣が」としている、(ハ) では「彼等の」としている‘The general aims for which they worked in Manchuria’を「満洲における日本人の」とするのはおかしいだろう、内閣の政策を取り上げているのだから。これなど、原著を見ず、ひたすら外務省訳のみを易しくしよう、としている現れのように見えます。

(□)「考え方」、(ハ)「観念」は、‘from the Japanese conception’の訳としては普通ではありますが、(イ) が「日本的解釈から」としているのは、よく考えていると見えます。

(10) (イ) に於ける大きなミス

(イ) p 100、p 102 における西原借款の数字、あれこれ足して総額二億円以上になるにしても、いきなり前渡しが二億円は行き過ぎでしょう。一桁間違っています。原文の英文は、¥20,000,000.

(11) 第三章第五節で満洲に於ける朝鮮人の困難な立場を叙説している箇所、小見出し「日本の間島に対する態度及び政策」

(□)・(ハ) とともに小見出しで「政策」が抜けていますが、それは横に置いて、

(ハ) p 141 「日本側は間島地方に対する鮮人の伝統的態度を叙説し、

1909年の間島協約により該地方が支那又は朝鮮の孰れに帰属すべきやの問題が、永久に終結を告げたりと認むることを欲せず。」(赤色は筆者)

(□) p 161 は“朝鮮人は、.. 最終決着がついたことを認めたがらないと日本はいう。”、

(イ) p 128“日本側は、... 態度を採ってきた。”

英文は、‘The Japanese, ..., have been disinclined to admit that...’ となっており、これは、朝鮮人の態度にかこつけて日本側が結着済みとしたくない、ということを行っているのではないか。(□) は、外務省訳 (ハ) をもねじ曲げた訳というべきでしょう。

(12) 第三章末、中村事件の結着が付かなかったという記述で

(ハ) p 158 は「両国は各他方が日支協定の規定を侵害し一方的に解釈し又は無視せりと責むるも両者何れも他方に対し正当なる言分を有したり。」ここで文段が区切られます。

「両国間の此等紛争解決の爲一方又は他方に依り爲されたる努力に ... 尽くされざりき。然るに長期に亘る支那側の調査遅延は ...」(赤色は筆者)

(イ) p 141 では、“双方とも と非難したのである。そして双方とも、相手方に対し不平を有つ正当な理由をもっていた。”ここで改行が入り、つぎに、

“ 彼等の間の案件たる諸問題解決のため一方又は他方のなした努力に関し、”と続く。

(ハ) が二文章を一つにしていることはさておき、(イ) (ハ) とともに原文通り改行しています。そして次の文段で案件の解決への双方の努力について記述される、という構図を維持しています。ところが

(□) p 177 では“両国はそれぞれ、... 正当な言い分をもっていた。こうした紛争解決のために、両国の一方または他方からなされた努力についての説

明によれば、外交交渉や平和的手段【means】の正当な手続【procedure】によって多少の努力がなされたことは確かだが、手続【means】はいまだ十分とはいえない。”と次の文段の文章を続かせて、ここで改行を入れ、その次の文章を文段の頭に持ってきます。“長期間にわたるシナ側の調査の遅延は...”。(【】は筆者)

案件の解決への双方の努力を述べる文段を分断し、(□) がわざと文頭に持ってきたその文章は (ハ) と同じですが、英文は、‘But the long delays put a severe strain on the patience of the Japanese.’ (イ) p 142 “然し解決が遅延されたため、...” すなわち、(イ) も (□) = (ハ) も ‘long delays’ を意識しているわけですが、その意味が全く違います。委員会として、中国側の調査が遅れていると言っているのか、あるいは、双方が為すべき外交努力に時間がかかっていたということを言っているのか。

(13) 第四章 距離の件 -- 些細なことですが

(□) p 197 “すべての地点より二十マイル〔三十二キロ〕撤退することを”、(イ) p 162 “二十支里”、(ハ) p 183 では「二十華里」となっています。英文 ‘20 Chinese li’ ですから、マイルではないのですね。

(14) 第六章 「地方」を省く件 -- 些細なことですが

(□) p 229 “シナ人の認める共同生活上の義務は、「国家」に対するよりはむしろ「家族」「個人」に” となっており、家族・個人ともう一つ、(ハ) p 218 「地方」、あるいは (イ) p 193 “郷閭” が省かれている。

(15) 第六章 小見出しを勝手に変える件

(□) p 235 で “黒龍江省の独立宣言” という見出しがありますが、(ハ) p 225 でも 「黒竜江省に於いて」 です。英文は、‘In Heilungkiang

Province.’ “黒龍江省の独立宣言”とあるのは、(9) 外務省全訳軍事教育社と(5) = (6) 朝日とです。外務省仮訳と全訳との違いなのか、誰かが勝手に変えたのか。

(16) 第六章 第1節末「結論」 独立運動は活発化したのか？

(□) p 240 “ほとんど聞かれなかった独立運動が、日本軍の入満によって活発化したことは明らかだ。” (下線は筆者、以下も)

(ハ) p 230-1 「以前に於いて聞かれざりし独立運動が日本軍の入満により可能となったことは明らかなり、」

(イ) p 203 “未だ嘗つて聞かざりし独立運動が可能となったのは全く日本軍の居たためであることは明らかである。”

英文は ‘It is clear that the Independence Movement which had never been heard of in Manchuria before September, 1931, was only made possible by the presence of the Japanese troops.’

渡部昇一編 (□) が外務省訳 (ハ) をさらに改悪している、と結論してもう構わないだろう。

(17) 第六章 第1節末「結論」 日本人は少数民族を利用したのか？

「満洲国」のでっち上げに少数民族をも利用したでしょうが、ここの ‘minorities’ の訳仕方ですが、(□) p 240 で “住民中の少数民族を利用した。”、(ハ) p 231 「前政権に対し不平を抱く住民中少数民族を」としていますが、外務省仮訳では「不平を抱く住民中少数のものを利用したり。」としていたのです。(イ) p 203 “一部少数の人々を利用”、 ‘advantage of certain minorities among the inhabitants’、ここでは「独立」を画策するために中国人の名前・行動を利用したと言っているのですから、少数民族に限らずより広く不平分子を集めたという意味でしょう。

(18) 第六章 第2節 --- 数字に弱いのは(イ) だけではなかった ---

(□) p 248“中央銀行に七千五百萬元応募し、”(ハ) p 241「其の銀行に七千五百萬元応募し、」これは仮訳の段階からミスっているようだ。ここは「満洲国政府」が中央銀行に金を貸し、同時に逆に「満洲国政府」が中央銀行から金を借りることを言っている。(□) (ハ) のように7500万貸して2000万借りるならさしたる問題は無い。そうではなく、750万を貸して2000万借りるのが、健全な財政か、と言っている箇所なのです。

(19) 第六章第二節 「東北行政委員会」 --- 外務省の役人もよく分からなかった ---

(□) p 252“「満洲国」の省政府として二月十七日に設立された「東北行政委員会」”, (ハ) p 246 も同じですが、「東北行政委員会」が省政府ではないことはリットン委員会にとっては自明だ。それは「満洲国」によって設立されたのではなく、「満洲国」を設立させるためにでっち上げられた委員会なのだから。したがって、‘which was established on February 17th as the Provincial "Government of Manchukuo"’ は、(イ) p 217“地方政權たる「満洲国政府」として二月十七日に設立された東北行政委員会”と訳すべきであろう。

(20) 第六章第二節 --- 校正の不足は(イ) も同じなのですが、外務省も ---

(□) p 255, (ハ) p 249「関税余剰金は1932年より1955年迄に」、1932-1933でした。

(21) 第七章 不必要な番号付け2

(□) p 281 は、「初期のボイコットは」という文で、1～4の番号を

文中に振っています。先に在ったものと同じく、勝手な改変であり、中国であつたボイコットの特に強調してやろうという編者の意図丸見え、というべきでしょう。

(22) 第七章 小見出し「ボイコットの適法性不法性」-- 故意の強調訳 --

中国のボイコットが、国内であつたものと、対外的に行われるようになったものは、ということで、‘The present situation is different.’

(ハ) p 288 「**現在の状態は右と異なる。**」であるものを、

(□) p 289 は「**ところが現在の状態はそれとはまったく違う。**」

としている。これでは**翻訳**ではない。--- 活字が大きいいではありませんから、念のため。---

(23) 第七章 小見出し「ボイコットに対する中国政府の責任」-- やや省く訳 --

(□) p 291 “**だがその証拠資料は、現在のボイコットにおいてシナ政府が、右に引用した覚書中の指示よりもいっそう直接的な関与をしていることを示している。**”

(ハ) p 290 「... 覚書の指示する**やに認めらるる**所よりも一層直接的な関与を ...」(下線は筆者、以下も)

(イ) p 254 “... 引用によって示されるところよりも、**稍々一層直接である。**”

これは ‘has been somewhat more direct than’。報告書が、表現を幾分か緩和しようとしている語を省いているのです。

(24) 第八章 小見出し「重工業」で

重工業に必要な鉱物資源に関してみると、満洲はそれを提供するであろ

うが、英文 ‘heavy financial sacrifices’、(ハ) p 297 「是等鉅産物を得んが為には大なる財政的犠牲を払うを要すべし。」(イ) p 260 “莫大な財政的犠牲”である。

しかし、(□) p 298、“かなりの財政支出が必要だ。”--- まあね、財政的犠牲とは財政の支出ではあるでしょうがね。

(25) 第九章 「敵対」？の根拠地としての満洲

(□) p 311 “だが仮に、日本の領土への侵略の根拠地として満洲が利用されるのを防ごう”、

(ハ) p 313 「日本の領土に対する敵対行動の根拠地として満洲を利用するを防止 ...」ですが、

英文は ‘as a base of operations directed against her own territory’、(イ) p 274 は “日本の領土に対する策戦の根拠地”。

外務省から見ると、向かってくるものすべて「敵対する」であるが、渡部昇一にとっては「侵略してくる」なのですね。

(26) 第九章 「委員会が提示する条件が受け入れられたなら」、に

続く文は、日本は中国を「扶養」するようになるかもしれない？

‘Even with her Manchurian interests as a goal, therefore, Japan might recognise and welcome sympathetically the renaissance of Chinese national sentiment; might make friends with it, guide it in her direction and offer it support, if only to ensure that it does not seek support elsewhere.’ (下線は筆者、以下の傍点も)

(イ) P 277 “従って満洲に於けるその利益を目標としても、なお且つ日本は同情を以て中国の国民的感情の再生を眺め、且つ之を歓迎することはあり得るのである。又中国が日本以外に支持を求めないようにするためだけからも、これと提携しこれを指導し、これに支持を提供することはあり得るのである。”-- 次の(□)は傍点部分がない。

(□) P 317 “したがって今後は、満洲における利益を目標とする場合

でも、日本はシナの国民的感情の再興を認め、同情をもってそれを歓迎するようになるかもしれない。そして日本はシナと提携して、シナを誘導・扶養するようになるかもしれない。”

(八) P 319 「故に其の満洲に於ける利益を目標とする場合に於いても日本は支那の国民的感情の再興を認め同情を以て之を歓迎するやも知れず。而して日本は支那が他の何れに対しても支持を求めざることを確保する目的のみよりする同国と提携し之を誘導扶液するやも知れず。」

委員会として妥協策の提示に於いて難しい表現になっているが、この条件を容れたら「日本が中国を扶養する」などとするわけ無いだろう。
‘support’ = 「扶養・扶液」ではないだろう。

(27) 第十章 勝手に大見出しを付けて良いの？

(□) p 322“ 一 東三省に特別行政組織を構成すべしというシナの宣言” という見出しが付いています。委員会の提議として四つの文書が作成せらるべきとしています。その一つ一つを解説する一番目です。それは中国政府の宣言書であるわけですが、(八) p 324 でも単に「一、宣言」です。英文もちろん、単に、‘1. The Declaration.’。

--- 以上、校正の傍ら気づいた点を拾ってみました。渡部昇一編は、このように突っ込みどころ満載の書ですから、既にどなたかが指摘し、多くの方にとって既知の事柄でしょう。上記は、すでに調べたられた諸兄に異を唱えるつもりでのものではなく、また、既存の論文を参照したわけではなく、私の校正作業の副産物です。既発表のものと重複する点があるとしても、寛恕くだされたく存じます。

文責：石井彰文 --2015.3.8

(PDF 化にあたり「文節」を「文段」に改める。--2018.12.4)